

介護保険利用契約書

利用者： _____ 様

事業者： 株式会社 MARS _____

_____様 (以下、「利用者」といいます) と事業者株式会社MARSの営む混合型特定施設入居者生活介護事業所 マーズガーデン (以下、「事業所」といいます) は、事業所が利用者に対して行う特定施設入所者生活介護サービス利用について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業所は、介護保険法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設入所者生活介護サービスを提供いたします。

第2条 (利用基準)

利用の対象となる方は、常時介護を必要とし、且つ居宅において継続して介護を受けることが困難な方を対象としております。

第3条 (契約期間)

この契約の契約期間は令和_____年_____月_____日から第12条から第14条に基づく契約の終了があるまで、本契約に定めるところに従い事業所が提供する特定施設入所者生活介護サービスを利用できるものとします。

第4条 (特定施設サービス計画の作成・変更)

- ① 事業所は、介護保険法に定める介護支援専門員に、利用者への特定施設サービス計画の作成に関する業務担当者として任命し、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立にケアマネジメントを行います。
- ② 担当介護支援専門員は、利用者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設サービス計画案を作成し、それを利用者及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。
- ③ 担当介護支援専門員は、適宜、担当利用者のケアプランの見直しを行います。
- ④ 事業所は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する特定施設サービスの目的に従い、特定施設サービスの変更を行います。
 - ・ 利用者の心身の状況等の変化により、当該特定施設サービス計画を変更する必要がある場合
 - ・ 利用者及びその家族等が特定施設サービス計画の変更を希望する場合
- ⑤ 事業所は、前項に定める特定施設サービス計画の変更を行う際は、利用者及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

第5条 (特定施設サービスの内容及びその提供)

- ① 事業所は、前条により作成された特定施設サービス計画に基づき、利用者に対して特定施設入所者生活介護サービスを提供します。各種サービス内容は、運営規程第7条に記載したとおりです。
- ② 事業所は、利用者の特定施設入所者生活介護サービスの提供 (介護及び看護サービス等) に関する記録を整備し、その終了日から2年間保存しなければなりません。
- ③ 利用者及びその後見人、家族又は身元引受人は、求めに応じ、事業所に対し前項のサービス記録の閲覧及び複写物の交付を受けることができます。

第6条 (協議義務)

利用者は、事業所が利用者の特定施設入所者生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業所に協力しなければなりません。

第7条（相談・苦情対応）

事業所は、利用者及びその後見人、家族又は身元引受人からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した特定施設入所者生活介護サービスまたは特定施設サービス計画に位置づけたサービス等に関する要望、苦情等に対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

第8条（費用）

- ① 事業所が提供する特定施設入所者生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙1に記載したとおりです。
- ② 利用者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業所に支払います。
- ③ 事業所は、提供する特定施設入所者生活介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
- ④ 事業所は、特定施設入所者生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- ⑤ 事業所は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく利用サービス変更合意書を交わします。

第9条（医療体制）

- ① 事業所は、配置の医師及び看護職員に常に利用者の健康状態に注意させ、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるよう誠意を持って指導いたします。
- ② 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに別紙重要事項説明書に記載する協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

第10条（身体拘束等）

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れのある等緊急時やむを得ない場合は、施設長が判断し身元引受人の同意を得た上で身体拘束・その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急時やむを得なかった理由を記録に記載する事とし、身体拘束経過観察記録にて状態等の観察・再検討を行います。

第11条（秘密保持）

- ① 事業所及びその従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその後見人、家族又は身元引受人に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために利用者及び家族の個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします

第12条（利用者の解除権）

利用者は、1か月以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

第13条（事業所の解除権）

事業所は、利用者が次の各号に該当する場合は、15日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- ・ 利用者が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月以上滞納したとき

- ・ 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、事業所において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
- ・ 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

第14条（契約の終了）

次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- ・ 利用者が、医療施設へ入院した場合で、明らかに入院後3ヶ月以内に退院できる見込みがないとき、又は入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかなき
- ・ 第12条に基づき、利用者が契約を解除したとき
- ・ 第13条に基づき、事業所が契約を解除したとき
- ・ 利用者が、死亡したとき

第15条（利用者の入院に係る取り扱い）

- ① 事業所は、利用者が医療施設へ入院する必要が生じた場合であって、入院後3ヶ月以内に退院することが見込まれる場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用者が退院後に事業所を円滑に利用することができるようにしなければなりません。
- ② 前項の場合において、利用者の入院中の事業所の費用については、別紙1に記載した額とし、利用者は、その費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担金を事業所に支払います

第16条（事故発生時の対応）

事業所は、特定施設入所者生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに旭川市及び関係機関並びに利用者の後見人、家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を迅速に講じます

第17条（賠償責任）

- ① 事業所は、特定施設入所者生活介護サービスの提供に伴い、事故により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所に故意、過失がない場合はこの限りではありません
- ② 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます

第18条（本契約に定めない事項）

- ① 利用者と事業所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- ② 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との
関係

* 注意：原則として扶養者とします。

署名代行
事 由 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【事業者】

(住 所) 北海道旭川市末広東1条7丁目1-5

(事業者名) 株式会社 MARS 代表取締役 井原 由美 印

【事業所】

(住 所) 旭川市末広東2条2丁目1番1号

(事業所名) 混合型特定施設入居者生活介護事業所 マーズガーデン

(指定番号) 第 0172906976 号 旭川市

※添付書類：別紙1 混合型特定施設入居者生活介護事業所の利用料

個人情報保護方針

当混合型特定施設入居者生活介護事業所は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。

個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。

2. 個人情報の安全対策

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報の確認・訂正・利用停止

利用者等からの内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、調査の上適切に対応します。

4. 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

5. 教育および継続的改善

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

6. 特定施設入居者生活介護サービス情報の提供・開示

特定施設入居者生活介護サービス情報の提供・開示に関しては、別に定めます。

7. 問い合わせ窓口

個人情報に関するお問い合わせは、当混合型特定施設入居者生活介護事業所の窓口をご利用下さい。

担 当 生活相談員
電 話 0166-55-8888
受付時間 午前9時～午後6時

個人情報の取扱いに関する同意書

サービス担当者会議等や医療機関との連絡調整、介護請求審査及び支払いに関する問い合わせ、その他混合型特定施設入居者生活介護を提供する上で必要があるときは、契約者又はその家族等の個人情報を居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保健施設、医療機関、市町村の担当窓口、介護報酬請求審査委員及び支払機関等に提示することに同意します。

令和 年 月 日

(事業者)

事業者名 株式会社 MARS 代表取締役 井原 由美

住 所 旭川市東1条7丁目1-5

(契約者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

上記同意を証する為、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。